

1. 議事日程（平成28年第3回北広島町議会定例会）

平成28年9月26日

午前10時開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 審査報告 | 決算審査特別委員会の審査報告 |
| 日程第2 | 議案第77号 | 平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第78号 | 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第79号 | 平成27年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第80号 | 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第81号 | 平成27年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第82号 | 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 平成27年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 平成27年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第86号 | 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第87号 | 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第88号 | 平成27年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第89号 | 平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第90号 | 北広島町特別職報酬等審議会条例について |
| 日程第16 | 議案第91号 | 北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第92号 | 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第93号 | 財産の無償譲渡について (幼年消防用活動資器材(鼓笛隊セット)) |
| 日程第19 | 議案第94号 | 平成28年度北広島町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第20 | 議案第95号 | 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第21 | 議案第96号 | 平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第22 | 議案第97号 | 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |

| | | |
|---------|---------|--|
| 日程第23 | 議案第98号 | 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第24 | 議案第99号 | 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第100号 | 平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第26 | 議案第101号 | 平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第27 | 議案第102号 | 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第28 | 議案第103号 | 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第29 | 議案第104号 | 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第30 | 議案第105号 | 平成28年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第31 | 議案第106号 | 財産の取得について （小型動力ポンプ付四輪駆動消防車（シングルキャビン）） |
| 日程第32 | 議案第107号 | 山県郡西部衛生組合の解散について |
| 日程第33 | 議案第108号 | 山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第34 | 議案第109号 | 山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について |
| 日程第35 | 審査報告 | 請願、陳情等の常任委員会審査報告 |
| 日程第36 | 陳情審査 | 陳情第14号 森林吸収源対策の推進に必要な予算及び安定的財源の確保について |
| 日程第37 | 陳情審査 | 陳情第15号 県道新庄千代田線 通称学園通りの舗装改良についての陳情書 |
| 日程第38 | 陳情審査 | 陳情第16号 町道拡幅改修に関する陳情について |
| 日程第39 | 陳情審査 | 陳情第17号 「防犯カメラの設置」に伴う町の助成についての陳情書 |
| 日程第40 | 発議第9号 | 北朝鮮による核実験に抗議する決議 |
| 日程第41 | 発議第10号 | 北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第42 | | 閉会中の継続審査の申し出について（4件） |
| 追加日程第1 | | 議長の辞職について |
| 追加日程第2 | | 議長の選挙 |
| 追加日程第3 | | 議席の一部変更 |
| 追加日程第4 | | 議長の常任委員会委員の辞任について |
| 追加日程第5 | | 議長の議会運営委員会委員の辞任について |
| 追加日程第6 | | 議長の長期総合計画調査特別委員会委員の辞任について |
| 追加日程第7 | | 常任委員会委員の選任について |
| 追加日程第8 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 追加日程第9 | | 長期総合計画調査特別委員会委員の選任について |
| 追加日程第10 | | 芸北広域環境施設組合議会議員の辞職について |
| 追加日程第11 | | 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第12 | | 議会広報特別委員会委員の選任について |

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1 番 真 倉 和 之 | 2 番 中 田 節 雄 | 3 番 久 茂 谷 美 保 之 |
| 4 番 藤 堂 修 壯 | 5 番 梅 尾 泰 文 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 8 番 室 坂 光 治 | 9 番 中 村 勝 義 | 10 番 伊 藤 久 幸 |
| 11 番 浜 田 芳 晴 | 12 番 藤 井 勝 丸 | 13 番 蔵 升 芳 信 |
| 14 番 田 村 忠 紘 | 15 番 美 濃 孝 二 | 16 番 大 林 正 行 |
| 17 番 宮 本 裕 之 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 町 長 箕 野 博 司 | 副 町 長 空 田 賢 治 | 教 育 長 池 田 庄 策 |
| 芸北支所長 成 瀬 哲 彦 | 大朝支所長 清 水 繁 昭 | 豊平支所長 多 川 信 之 |
| 危機管理監 五 反 田 孝 | 総務課長 古 川 達 也 | 財政課長 信 上 英 昭 |
| 企画課長 畑 田 正 法 | 税務課長 西 村 豊 | 福祉課長 清 見 宣 正 |
| 保健課長 福 田 さ ち え | 農林課長 藤 浦 直 人 | 商工観光課長 沼 田 真 路 |
| 建設課長 砂 田 寿 紀 | 町民課長 坂 本 伸 次 | 上下水道課長 浅 黄 隆 文 |
| 消 防 長 田 辺 弘 司 | 学校教育課長 石 坪 隆 雄 | 生涯学習課長 佐々木 直 彦 |
| 会計管理者 畑 田 朱 美 | 国土調査事務所長 林 秀 治 | |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、質疑、討論、採決となっております。質疑、討論は要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり挙手ははっきりわかるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。ここで、決算審査特別委員会の答弁の訂正がありますので、これを許します。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 先の決算特別審査委員会におきまして、温水プールの実績につき

ましての答弁の中で訂正がありますので、修正をさせていただきます。温水プールの実績、1万8181人、それからトレーニングジムの実績7181人、合計で2万5291人の実績でございますけども、当初の目論見の数字は幾らかという中で、6年目に目指す数字が2万1549人であり、2年目で、これをもう既に超えておるといふふうに答弁をいたしました。平成24年10月に教育委員会が策定をいたしましたプールの基本計画の中で、プールの目標は2万600人、それからジムについては1万人、合計3万600人というふうに基本計画の中で謳われておりました。ですので、これに比較しますと、2万600人に対して1万8181人でございます。また、ジムについても1万人に対して7181人ということで、まだ達成はしておりません。引き続き、合計3万600人の目標達成に向けて、関係課であります保健課、それから福祉課とも連携をしながら、いろんな行事、事業を行いながら、目標達成に向けて努力をしております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 決算審査特別委員会の審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第1、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第89号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまでの決算関係議案13件については、決算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、宮本委員長。
- 決算特別委員長（宮本裕之） 平成28年9月26日、北広島町議会議長加計雅章様。決算審査特別委員会委員長宮本裕之。平成27年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象、議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号、平成27年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号、平成27年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第84号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号、平成27年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号、平成27年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第89号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について。2、審査期間、平成28年9月15日から9月21日までの期間。3、審査方法、平成28年9月8日、平成28年北広島町議会第3回定例会において、決算審査特別委員会が設置され、平成27年度北広島町一般会計、10特別会計、水道事業利益の処分及び決算の認定について、病院事業会計決算認定についての13議案について審査付託があった。よって、9月15日に決算状況について各課から説明を求め、20日、21日に委

員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に特別委員会としての採決を行った。4、審査結果、付託を受けた平成27年度北広島町決算認定関係13議案については、決算審査特別委員会として認定とすることに決定した。なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望等も出ているので、今後の事業執行及び平成29年度予算編成の中に反映されるよう強く要望する。平成27年度は、人口減少で、自治体消滅の危機が叫ばれる中、4月の政府のまち・ひと・しごと創生本部会合で、安倍晋三首相が地方創生元年として、東京一極集中を是正し、人口減に歯どめをかけようと策定された政府の総合戦略に基づき、全国の自治体にそれぞれの地域ごとの中長期の計画づくりを求められた。本町にあって、北広島町人口ビジョン及び北広島町総合戦略を策定し、地方創生の一步を歩み出した。合併10周年となる節目の年でもあり、新たな10年に向けた年となった。また、平成27年度主要事業であった消防デジタル無線整備事業、消防指令センター改修事業、芸北中学校校舎新築工事、芸北共同調理場整備事業、豊平中学校体育館整備事業などの大型のハード事業を実施した。平成27年度決算健全化判断比率の実質公債費比率16.7%、将来負担比率88.1%は、昨年対比すると確実に財政健全化へ向かっているが、行政類似団体を見ると、まだ下位に位置している。本町の財政状況については、平成21年度策定の第2次行政改革大綱に基づき、集中的な推進が図られた結果、平成27年度決算と合併時を比較すると、普通会計における町債残高は66億円減少の184億円となり、財政調整基金積立金は約22億円増加の23億円となっている。本委員会では、15日に主要施策の成果に関する調書を主体として、決算状況の説明を受けた。20日、21日、本委員会の質疑では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額に対して質疑が多く出ている。債権管理については、債権管理プロジェクトチームによる全庁的な取り組みが機能し始めているが、公平かつ公正な行政であるべきところを再確認し、さらなる債権回収の取り組みを求める。その他、各種補助金、新規定住と空き家対策、地域公共交通網、環境対策、千代田温水プールの健康づくりにかかわる各課連携などについて質疑が行われた。少子高齢化が進む中、行政には、定住と雇用、住民の生活向上、福祉サービスの充実が求められていることは言うまでもない。本委員会での審査過程の意見等を再度認識するとともに、限られた財源で最大の効果を上げられるよう、町長、管理職及び職員個々がより厳しさを持って事務執行に当たられるよう求めて報告とする。

○議長（加計雅章） これで委員長報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第77号 平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第2、議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。私たちが取り組んだ町民アンケートには、全町265人から回答があり、アベノミクスで暮らしや営業がよくなったかとの問いに、よくなったと回答した方は7人の2.8%にとどまり、変わらない、悪くなったと回答した方は97.

2%にも上りました。さらに、年金も減るばかりなのに、物価や税金、保険料はどんどん上がり、暮らしが大変だと意見がたくさん寄せられました。町民は、今、日々の暮らしや営業に苦しんでいるのです。このようなときにこそ北広島町は、地方自治法第1条の2で規定された、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることとした本来の役割を發揮すべきときです。まして、普通交付税の合併特例加算が5年間、段階的に縮減され、毎年2億円から3億円も減額されており、町民のお金が本当に町民のために使われているかどうかを検証することが重要であると考えます。とりわけ、箕野町政が誕生する際、住民の大きな疑問と批判の声が上がった二つの大事業である道の駅舞Road千代田と温水プールが当初の目的を果たしているのか。また本当に必要だったのか、効果があったのか。しっかり検証することが必要です。道の駅は当初3億円の事業費が4億5000万円にも膨らんだにもかかわらず、産直物販の売り上げ目標4億9000万の半分強にとどまり、実質、出荷者も減少しています。質疑でも、本気で小規模の野菜農家の支援、育成に力を尽くしているとは受けとめられない答弁でありました。これでは、小規模野菜農家のための施設としての本来の目的を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。また、温水プールは、当初から、旧4町のセンタープールとしての機能は果たせないとの疑問があった中で建設が行われました。私は毎回の決算委員会で、この点を指摘しているにもかかわらず、今回も旧4町の利用者実態を調べていませんでした。毎年約3500万円もの指定管理料がかかっているのですから、センタープールとしての機能が果たせないなら、間違いを認め、今後どうすべきか改めて町民の意見を聞くべきではないのでしょうか。この点を総括質疑で指摘しましたが、町長は、両方とも効果はあると評価しました。これでは、住民の立場から見て、とても同意できるものではありません。さらには、解放団体への補助金を国の措置が終わったにもかかわらず、一般行政に移そうとせず、依然として聖域化し、出し続けていること。国民全体の膨大な個人情報情報を国が一手に管理するマイナンバー制度導入のためのシステム改修を無批判に続けています。このような税金の使い方には、町民は納得できないと考えます。今こそ自治体の本来の役割に立ち返り、町民の暮らしを守る防波堤として、お金の使い方を変えるべきです。例えば年間延べ6万8000人の方が利用し、日々の生活や集落維持に欠かせないホープタクシーの料金を200円引き下げ300円にしても1360万円です。また、暑さで体調を崩す人も出ている仁愛園へのエアコン設置の提案に対し、町長から前向きな答弁があり、期待はするものの、平成27年度決算には反省せざるを得ません。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） 次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第78号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第3、議案第78号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第78号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。私たちが取り組んだアンケート調査では、町政に望むことの第一は、断トツで国民健康保険税や介護保険料の引き下げで、回答を寄せていただいた方の2人に1人が望んでいます。ご意見では、国保税が高過ぎる、年金暮らしなのに固定資産税、国保税、介護保険料と一気に納税通知書が届き、1年間どうやって暮らすか悩むばかりですなど悲鳴が寄せられました。そのため、国保税が払えず、滞納になる方は約5%にもなり、このままでは、国民皆保険制度は崩壊しかねません。そもそも、国保税が高い最大の原因は、国庫負担の引き下げです。国は、1984年の国民健康保険法改正により、それまで5割だった国庫負担率を24.8%までに半減、まさに国保に対する国の責任の後退です。さらに高過ぎる国保税の負担を少しでも軽くするため、少なくない自治体で行っている一般会計からの法定外の繰り入れを北広島町は行っていません。質疑では、滞納者に対し、以前より丁寧な納税相談を行うなどの努力は認めますが、平成27年度、41世帯62人に資格証を発行していることが明らかとなりました。窓口でかかった医療費を一旦全額支払わなければならない資格証発行は、受診抑制につながり、命と健康を脅かすのです。そのため広島市では、かつて4000件も資格証を発行していましたが、一旦発行をやめ、平成26年度は15件に減らし、納付の働きかけを強めているのです。よほど悪質でない限り、せめて短期証を発行し、粘り強く相談活動を行い、資格証発行をやめることはできないかとの質疑に、発行はやむを得ないとの回答では冷た過ぎます。よって、この決算は認定することができません。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第78号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第79号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第4、議案第79号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第79号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第80号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第5、議案第80号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第80号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第81号 平成27年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第6、議案第81号、平成27年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第81号、平成27年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。この決算認定に反対する一番の理由は、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を月額、基準段階で761円、13.6%も引き上げ、6341円と県内で2番目に高くなるほど大幅に引き上げたからです。介護保険料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と合わせ、町民の重い負担となっており、暮らしを脅かしています。だからこそ、当初予算で、国も認める一般会計からの繰り入れをしても、保険料の引き上げをやめるよう求めたものの受け入れられませんでした。第6期1年目の平成27年度決算では、約4000万円の保険料収入が増えましたが、ほぼ同額の歳入歳出差引過不足額が翌年度決算となり、結果として、初年度としては引き上げが必要でなかったことも明らかとなりました。さらに、第6期は、特別養護老人ホームへの入所資格を要介護3以上に限定し、1割負担だった費用を決して高所得と言えない合計所得160万円以上ある方に対し、倍の2割負担に引き上げました。今や介護保険制度は、高い保険料の負担にもかかわらず、利用料負担が増え、制度も厳しくなって、利用したくても利用できない制度になってしまいました。これでは安心して介護を受けることはできません。このような介護保険制度は改めるべきで、その決算はどうしても認めることはできません。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） 賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第81号、平成27年度北広島町介護保険特別

会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第82号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第7、議案第82号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第82号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第83号 平成27年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第8、議案第83号、平成27年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第83号、平成27年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第84号 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第9、議案第84号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第84号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第85号 平成27年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第10、議案第85号、平成27年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第85号、平成27年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第86号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第11、議案第86号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第86号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第87号 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第12、議案第87号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第87号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。私は、この当初予算に対して、医療費のかかる75歳以上の人だけを強制的に切り離し、医療費が増えれば増えるほど負担が増える制度であり、このような制度は即時廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱり絶つべきと反対をいたしました。そのことは今年度、広域連合が1人平均1262円保険料を引き上げて、年6万7165円と高い保険料としたことで証明されました。そのため、75歳以上の高齢者の方々からは保険料の重い負担に悲鳴が上がっています。このようなお年寄りを苦しめる最悪の制度は一刻も早く廃止すべきであり、その制度に基づく決算は認めるこ

とはできません。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

- 議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（加計雅章） 挙手多数です。従って、議案第87号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第88号 平成27年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第13、議案第88号、平成27年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第88号、平成27年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第89号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第14、議案第89号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第89号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第90号 北広島町特別職報酬等審議会条例について

- 議長（加計雅章） 日程第15、議案第90号、北広島町特別職報酬等審議会条例についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、久茂谷議員。

- 3番（久茂谷美保之） 久茂谷です。任期というものは決められておりませんが、組織、第3条の3に当たるかなというふうには思っております。審議が終了したとき解職されると。ということは、その都度委員がかわっていく可能性もあるのか、その点をお伺いいたします。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 任期でございますけれども、必要に応じて委嘱をし、終了しましたら解職といった条例になっております。委員については、その都度ということでございますので、当然かわることは可能性はあると思います。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。第3条の2、委員は、北広島町の区域内の公共的団体等の代表者、その他町民のうちから必要の都度町長が委嘱するとありますが、公募する考えはありますか、伺います。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 具体的な委員の人選等につきましては、第3条の2にありますように、北広島町の区域内の公共的団体等の代表者、その他町民のうちからということとしております。その具体的な選定については、まだこれからということでございます。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第90号、北広島町特別職報酬等審議会条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第91号 北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第16、議案第91号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第91号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第92号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について

- 議長（加計雅章） 日程第17、議案第92号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体

の区域の変更及び芸北広域環境施設組合規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第92号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第93号 財産の無償譲渡について

- 議長（加計雅章） 日程第18、議案第93号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第93号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第94号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第19、議案第94号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。3点あるんですが、まず、第1点目は、歳出の6ページ、戸籍住民基本台帳管理事業ですが、これはマイナンバーシステムの改修のための委託料で、個人カード発行のための費用が増額になったとのことであり、それでお伺いしたいんですが、このマイナンバー処理について、さまざまな手続が増えているんですが、町は住民のマイナンバーを全て掌握しているにもかかわらず、申請書類等にわざわざマイナンバーを書かせることによって、事務は具体的にどう合理化されるのか、伺います。もう1点は、16ページ、施設維持修繕工事請負費、これは緑の広場の階段を設置する予算も含まれているということですが、これはご承知のとおり、請願が出されて、前議会で採択をされ、今、予算として出たわけですが、計画を聞きますと、車をとめるところから、一番近いところに要望者は希望しておりますが、具体的な計画を見ますと、そこから約30m、その細い車道を歩いて行って、4mの階段を上らなければいけないというふうになっております。近いところの角であれば一番いいわけですが、危険だということではありますが、例えば道路標示に横断者ありや徐行などを表示すれば効果があるのではないかという疑問があります。これについて伺います。まず、2点

伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） マイナンバーの利用、行政の中での事務のほうでの利用ということの質問だと思いますが、現在、マイナンバーを使うということで申請等で記入をしていただくということになりますと、今回、子供医療の関係の手続等で利用させていただいております。また、税情報を取得するというところでのマイナンバーも利用があるかと思っております。今後、行政の中で、各部署等で利用していくということになるかと思っておりますが、今のところ条例等でマイナンバーの利用というのは規定をさせていただいておりますので、今のところ、その事務、条例の中にあります事務についての利用を今現在はしているというところでございます。あと法律のほうで決まっている事務がございますので、そちらのほうでのマイナンバーの利用ということもでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 昇降階段の件でございますけれども、現在要望されておる箇所につきましては、非常に見通しの悪い場所でございますので、接触事故等も起こるような場所でございますので、歩行者の安全確保の観点から、直線部分に階段を設けて昇降していただくという計画で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 町民課に伺います。事務の扱いの内容でなくて、今まではマイナンバー書く必要がなかったのに、申請者にマイナンバーを書いてもらう。これは町民課だけじゃないと思っておりますけど、町はマイナンバー情報知ってるわけですが、誰々さんは調べればわかるわけなんですけど、わざわざ書いてもらい、それを照合していくというのは事務の合理化につながっているのかということです。煩雑が増すのではないかと、今までと比べて。そこを伺ってるんで、もう一度お願いします。商工観光課の点で、緑の広場の件ですが、直線部分だと安全とありますけれども、約30m近く歩いて、細い車道ですね、歩道もないんです。それを歩かなくちゃいけないということは、どうしても苦労されると思うんです。補正予算に入っていますけれども、これが通っても要望者とよく話し合う必要があると思うけれども、どうかお答えください。最後に3つ目、あわせて聞きます。28ページ、これ八重小学校トイレの改修が応札がないため工事に入れずとして、仮設トイレの設置予算120万円が含まれています。いつ、どう解決するのか含めて、今後の見通しを伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） マイナンバーの導入ということで、事務のほうでの事務量がどうかということだと思いますが、確かに申請書等にご記入いただきまして、その確認という作業、確かに事務として発生はいたします。それがどうなのかということでございますが、確かに事務量的には増えておりますが、それをもって、ただ事務が煩雑したりとか、効率が悪くなったというふうには考えておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 要望者の方と話し合いをしまして、理解を求めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 八重小学校トイレの改修につきましてご説明をさせていただきます。

7月の12日、町内業者を対象にしまして、一般競争入札の告示をさせていただきまして、7月27日に開札を行いました。これに伴いまして、教育委員会としまして、設計業者に再度設計金額についても精査を行いました。単価など積算内容については問題がないということをごさいました。ただ、夏休み中に主な工事を終わらすようにということで、幾分工期の問題があったのではないかと考えております。今回の9月補正で仮設トイレ経費を計上させていただきました。これにより工期的な問題をクリアした上で、再度入札を行い、早期に事業完了に努めてまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） 1番、真倉です。歳出の22ページ、町営住宅維持等工事請負費について伺いしてみたいと思いますが、ここへ予算計上されておりますのは、豊平地区の松坂団地の改修と千代田地区の十日市住宅の解体費用のようであります。十日市住宅は解体後、その土地はどうされておるのか。次の利用のことを考えておられるのか、お聞きしてみたいと思います。2点目は、32ページであります。生涯スポーツ振興事業費、これにつきましては、文教厚生常任委員会で説明を受けましたが、私はこれについて反対するものではありませんが、角度を変えてお聞きをしてみたいと思います。豊平総合運動公園で行われるソフトテニスは、日本のトップリーグ3チームによるリーグ戦の補助金のようなのですが、補助金を出されるに当たって、公共性、福祉面での考え方と、条例、あるいは規則を決められるのは上位法との兼ね合いが出てくると思いますが、そこらの中での整合性は十分なのか。その点をお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） まず、住宅の関係の維持修繕の工事のことで、十日市住宅のご質問がありました。十日市住宅、今回の補正予算で解体ということで上げさせていただいておりますが、これはご存じのとおり、老朽化が著しいということと、保安上問題があるということで解体をさせていただくものでございます。それから十日市団地、あそこの今後のということでございますが、先般6月議会にもそういったご質問ございまして、あの土地は町の所有ということでございますので、さらに環境もいいということで、現在、今後どうやっていくかということについては検討している段階でございます。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 北広島オープン、仮称でございますけれども、北広島オープンプレ大会の開催に対する補助金でございます。去る10月17、18日には、どん北カップ、第1回目どん北カップということで、中学生の大会を開催したところでございます。これにつきましては申し込みを打ち切りするぐらい、350名の参加があり、また、町外からの選手の方は、町内での宿泊約80名があったということで、大変な人気でありました。来年以降もぜひ開催してほしいという声もありました。日本を代表するトップチームがどんぐり村で活動しております、これがどんぐり北広島以外のチームを呼んで試合をするということでございますけれども、町の主要施策で位置づけておりますスポーツを通じたまちづくり、スポーツツーリズム、あるいは北広島町スポーツ振興計画で掲げるトップアスリートの養成に寄与するものであります。町のスポーツ振興、あるいはスポーツを通じた交流、そして、それに伴う経済効果等に鑑みまして、大変大きな公共性があると。これだけの財産を使わぬ手はないという思いをしております。こういったことから補助金を支出することについても町の補助金の規則からいい

まして問題はないというふうに感じております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） ただいまの十日市住宅の跡地の問題については、今から検討するんだという答弁でありましたが、あそこらは、既に集合住宅もできておるところでありまして、新たに集合住宅をつくろうという土地ではなしに、個別で売っていけば一番いいところじゃないかと思えます。昔に遡って見ますと、あそこは旧八重町のころ、牛市場でありまして、あそこらは非常ににぎわったところではありますが、地域的には非常にいいんで、できるだけ早く処分される方向で検討されていったのがいいんじゃないかというように思いますので、もう一遍その考え方についてお聞きしてみたいと思います。それから、先ほど生涯スポーツのソフトテニスについては答弁いただきましたが、私も北広島町の補助金の交付規則を読ませていただきました。これについては、なかなか解釈の仕方がいろいろありますが、問題は、後から問題が出んようなことにしていただきたい。委員会では、このたびが最後でありますんで、お願いしますというような説明もありましたが、そこらを今後気をつけて、先ほど言いました公益性、あるいは福祉面での考え方を含めた考え方をもって対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 十日市住宅の件でございますが、現在まだ検討中でございますので、詳しいことは申し上げることができませんが、できれば住宅建設という方向が望ましいのではないかなというふうには思っております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 20ページになります。道路新設改良事業費の件です。補正で増減はないんですが、財源の組みかえであります。国庫補助金の6694万3000円を減じて起債のほうにと、町債へということでありますけども、この時期にこういう補正が出てきました。この国庫補助事業で新設改良何路線あって、そのうちの何路線、路線名でもいいんですが、この財源組みかえがあったのかというのを聞いてみたいのと、本来、こういう国庫補助金は、事前に積算なり計画を立てて、県でのヒアリングがあって、それで予算枠が確保できると。新年度に予算組みをするというのが流れであります。そういう決まった後に、なぜこういう国庫補助金がカットされたのか、そこらあたりを伺ってみたいと思います。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 道路新設改良の件でございますが、新設につきましては、工事のほうでは補正予算なしということで、歳出のほうではないということでございますが、現在11路線ほど予算化をしてたと思います。財源のほうでございますが、当然、もう既に来年度のヒアリング等始まっております。そういう段階にあるわけでございますが、今年度事業においても、そういった手続を踏んでまいっておるところであります。しかし、その後の国の認証によりまして、国庫補助金、今の社会資本の交付金が減じてきているというところでございます。さらに昨年度、道路整備計画の町版ということをつくらさせていただいておりますが、現在、道路新設の改良の工事を予算化しておりますのも全て継続工事ということで、できるだけ早い開通完了を望まれているということには皆さん変わりはないと思います。国庫補助金の財源が少なくなった分は過疎債を充当していただけるということで、財政部局とも協議をいたしまして、できるだけ早い完了を目指すということで、今回補正をさせていただいております。

○議長（加計雅章） 蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 11路線が新設改良工事の路線数があると。全てが恐らく国庫補助対象の路線じゃないと思うんですが、国庫補助対象路線が何路線であって、そのうちの減額は何路線か。時期的に、この時期に補正をやって、当然財源が確保されてないんで、入札にはかけてないと思う、これから発注だと思うんですが、こういう時期にこういう変更やって、もう来年3月末にはという時期です。そういう問題が一つあるかと思えますし、本来、こういう国庫補助金をヒアリングでオーケーですよという形で予算化されたものが年度途中で変わるということほとんどないと思うんですが、今の答弁には、地元が望んでおられるので、早期に完成させるために財源を組みかえてでもやるという答弁でしたが、本来なら、国庫が切られたら、この工事は本年度やらないというのが本来普通だと思うんです。国庫補助事業カットされたら。安易にこういう起債を借りてぼんぼん、道路整備は当然望むとこなんですが、安易にこういう起債を発行するというのはいかがなものかと。厳しい財政の中で、国庫補助がせっかくついたのに投げて起債に変えるというのは大変残念なんです。ぼんと、県から今年はだめですというような答弁が来たのかどうか。先ほど言ったように、対象路線が何路線で国庫補助事業をやっておられるのか再度伺ってみます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 道路橋梁費の補助金の対象路線でございますが、測量試験等々も含めると6路線が該当になっております。そのうち、4路線の補助金が認証を受けて下がっているという状況でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 4路線が認証を受けて下がるという話のようですが、この路線についてはだめという、減額でなしに、4路線でそれぞれが減額になったトータルがこの金額ということでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 道路橋梁補助金のほうですが、基本的には、今の4路線分の認証減ということになっております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 16ページ、商工振興費の企業紹介冊子作成補助金でございますが、これの活用方法、どこに配布をしていくのか。そういったところと、商工会に対しての補助金だというふうには思いますが、その点について、まずお伺いをいたします。次に、20ページ、河川総務費であります。河川維持修繕工事の3100万円予算化されておりますが、これ内容についてと、あわせてしゅんせつ工事について、決算委員会で、課長の答弁に、要望があれば、逐次しゅんせつ工事を図っていくというお言葉があったわけですが、そのしゅんせつ工事について含まれているか、あるいは、どういうふうに取り組みをされていこうとするのか、もう一度聞かせていただければというふうに思います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町内企業紹介冊子につきましては、補助金として、商工会へ補助をして、商工会のほうで作成をしていただくということでございます。それから配布等でございますけれども、まず、年内に完成をさせまして、町内の成人式で配布をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。そのほか、町内の高校、それから近隣の大学等にも雇用の確保ということも含めまして配布をしてまいりたいというふうに考えているところでござ

ざいます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 河川維持修繕事業の河川維持修繕工事請負費の3100万円ですが、基本的には、護岸の修繕と、それからしゅんせつでございます。このしゅんせつもこれまで宿題とさせていただいておったようなところも含めて、今回ある程度させていただこうと思っております。今後また要望の部分につきましては、予算の許す限りということで整理をさせていただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 企業の紹介というところで再質問しますが、配布先は、今答弁があったとおり、これ理解をするわけですが、企業という中小企業いろいろとあるわけで、かなりの予算、100万円と商工会も含めてということですが、どれぐらいの予算になるか別としてでも、かなりの企業の紹介ができるかなというふうに思っております。その辺の紹介内容、その辺は商工会に任せるなら任せるでいいんですけども、やはり一緒にそういったところが町とかかわっていけるのか、その辺をもう一度聞かせていただきたいと思います。それからしゅんせつ工事については、やはり私の思いは、上流からやっていかないといけないんじゃないかというふうに基本的には思うわけですが、その点について再度質問いたします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業冊子につきましては、当然商工会、それから商工観光課と一緒に内容詰めていきたいというふうに考えております。そして、工業部会、それから建設業といったところから、まず紹介をさせていただければと思っております。雇用の拡大につなげればということをもまず第一に考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 河川の維持のほうのしゅんせつでございますが、基本的には上流からということではございましょうが、要望があつて、それから私どものほうで現地を確認させていただいて、必要であるという判断をさせていただいたところを主にさせていただこうと思っております。河川は一本ではなく、網目状に広がっておりますので、どこが上流かということにはなるんですが、確認して、これは緊急性があるとかいったところでさせていただいております。

○議長（加計雅章） ここで暫時休憩をいたします。11時20分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 08分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、一般会計補正予算についてを議題とします。質疑はありますか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。2点ほどお聞きをしたいと思っております。1点目は、22ペー

ジの公園等の管理事業でございます。このたび薬師公園の管理委託料200万円ほど補正が出ておりますけども、この補正は、繁茂しておる立木等の伐採というふうに当初お聞きをしておりますけども、これまでもずっと通年で草刈りとあそこの整備、管理を委託をされておると思うんですが、誰に委託をされているのかお聞きをしたいと思います。それからもう1点、24ページですが、消防運営費、芝管理の委託料が39万8000円の減額で、それぞれ需用費、役務費、原材料費等が増えて、科目更正がされております。これは、ここの横のヘリポートだと思いますけども、委託をするにも委託先がないということで、科目更正をされているんだと思いますが、委託がないということになれば、誰がされるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 薬師公園の管理でございますが、毎年年間を通じて、現在はシルバー人材センターのほうへ委託をさせていただいております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） ヘリポートといいますか、ここの横の芝のことなんですが、以前は、豊平の運動公園を管理されている方がついでにここも管理されていたと私聞いております。その方がやめられたということで、次の業者の方は探したようですが、見つからないので、今年度については委託料を消耗品とか、そういうものに振りかえて、危機管理課の職員のほうで対応しております。以上です。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） どんぐり財団の方で、委託をやめられたということですが、その理由は何だったんでしょうか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 大変申しわけありませんが、その理由のほうは、私存じておりません。後で回答させていただきます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） ヘリポート、ドクターヘリが来るということで、ヘリコプターが飛んできたときに芝が飛んだり、石ころが飛んだりというようなことがあってもいけないので、きちっとした管理が必要だというふうには思いますけども、この運動公園の管理等もあわせてですが、先の一般質問でも質問させていただいたんですが、町道のアダプト制度ということで、町道のアダプト制度について提案をさせていただきましたが、このアダプト制度というのをこういった町が持つておる町有地、空き地、それから施設の周りの草刈り等、ぜひアダプト制度というのを新しく設けて、こういった町道だけじゃなくて、町が管理せざるを得ない草刈り、例えば今ありましたように、薬師公園、これはシルバー人材センターのほうに委託をされているということでございますが、この隣の今のヘリポート、グラウンド、たまにはグラウンドゴルフをされる方が総出で草刈機を使われておるという光景も見ますし、雇用促進住宅のあります広い空き地も何回か草刈り等されておるんじゃないかと思えます。先ほどもありましたように、町営の住宅、十日市住宅を解体をして、その後、また草等が生えて近隣にまた迷惑をかけるというふうなことも考えられるんじゃないかと思えます。ぜひとも、こういった町が管理するべき草刈り、こういったことに町道だけじゃなくてアダプト制度の導入を検討するべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

- 建設課長（砂田寿紀） 薬師公園の管理もしておりますし、アダプトということでございますので、建設課のほうから少しお答えをさせていただきたいと思っております。基本的にアダプト、県内でも何カ所か、空き地でありますとか公園というところございますが、基本的には、花壇でありますとかごみ、清掃等が主体となっておったと思っております。その事業は大体ごみ袋とか、そういった軍手であるとか、そういったものを貸与するといったようなことであつたかと思っております。基本的に薬師公園がありますので、薬師公園のことについてお話をさせていただきますが、これも持続的な管理が要るということでございますので、アダプトになりますと、やるかやらないかはアダプトの認定団体次第というようなこともありますので、やはり基本的には、委託が必要な箇所については、町として委託をさせていただくべきじゃないかなとは思っております。アダプトではできない部分がかかなりあるかと思っておりますので、そこの部分も含めて委託というふうに考えております。
- 議長（加計雅章） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 今の薬師公園の管理についてはシルバー人材センターのほうで委託料払われて、お聞きしますと、あそこのサンクスの交差点の公園等もされているということで、その変更というのは難しいとは思いますが、先ほど私が例を挙げて申しましたが、その件についてはいかがでしょうか。
- 議長（加計雅章） 財政課長。
- 財政課長（信上英昭） 雇用促進のご質問でございまして、雇用促進、普通財産ということで、現在では財政課のほうで維持管理のほうはさせていただいております、年に何回かは借地でお借りしたいという申し出を受けまして、有料でお貸ししているという状況にはございます。草刈り等につきましては、ほかの普通財産と一緒にシルバーさんのほうへ委託する場合がありますし、予算も限られているということで、職員が年に2回ぐらい今ではやらせていただいているという状況にあります。ご提案のアダプト、空き地等々についてもアダプトということでございますので、普通財産を管理しているのは財政課でございまして、道路ということになると建設課になります。関係課のほうで、今後話をさせていただいて、検討のほうはさせていただきます。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。10番、伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 20ページ、河川維持修繕費ですけど、これは、どの箇所なんかお願いします。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 維持修繕の箇所ということでございますが、現在の見込みということでございますが、町内で約19カ所ほど予定をしております。それぞれ河川名ということではなくて、例えば千代田地域ですと5カ所、それから芸北地域でいくと、これも5カ所、大朝地域が6カ所、豊平地域が3カ所ぐらいで護岸の修繕と、それからしゅんせつのほうさせていただこうと今予定をしております。
- 議長（加計雅章） 伊藤議員。
- 10番（伊藤久幸） 町の事業ですから、そうなると思っておりますけど、しゅんせつの問題ですが、これはもう日本全国全てだけど、北広島町、川と名のつくところ全てしゅんせつ、あるいはヨシとかいうような問題が発生しとるわけで、こうしたもの計画的に来年度予算に向けて、今回も20カ所近くそうしたしゅんせつも含めた事業はあるわけだけども、先ほど言われた緊急性

とか云々言われたんだけど、その緊急性とか優先順位、そういうのはどういうふうにして決められるんですか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） これも以前一般質問ございましたけども、特にこういったマニュアルを持って数値化したりとかして順位を決めるということは現在できておりません。一応現場を見させていただいて、それから堆積土がかなり多くなってきているところ、それから、以前災害が起きたというようなところから順次選ばせて施工のほうはさせていただいております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 順次ということで、スピード感持ってやっていただきたい。そのほか、河川でなくしても、雑種地とかそういう問題でも結構危ないというところも出ておりますので、そこらのははっきりした優先順位なりなんなりをしてやっていただきたい。それから、若者定住、4ページ、これと直接補正予算とは結びつかないと思うんですけど、この際だから言っとくわけですが、例のかわせみ団地、そこへ今2棟建て、あと3軒建つというふうに聞いておるわけですが、あそこに公園的なものを以前、公園というか広場というか、そういうものをつくるというような計画がなされていたように思うわけですが、定住と密接に結びつくわけですね。今はもう草ぼうぼうになつとるけど、そこに区画をして、芝なりなんなり張ることができればいいと思うわけです。そうしたことは来年度あたり、ぼちぼちされるんじゃないかなと思うわけですが、どんなんですか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） かわせみ団地の中の公園ということでございますけども、8区画とは別に1区画ほど公園区画を確保しております。現在、公園というふうな形で整備はしてありませんけども、これから、今1軒お建てになっておりますが、これから増えていくというふうなこともございますので、公園整備については、また今後考えていきたいと思っておりますし、現在はやはり草等が生えてまいりますので、その除去であり、草刈りににつきましては、職員のほうで対応している状況でございますので、整備については今後考えていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 先ほどのどんぐり財団の芝管理の件ですけども、どんぐり財団の芝管理を受託していた芝刈機をリースしていたが、これを受託しなくなったことに伴い、おのずと、ここの管理もおとりられたということです。以上です。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 申しわけありません。ちょっと今伝言もらったんですけど、これでは内容がよく私も理解できませんので、申しわけありません。もう一度どんぐり財団のほうに確認をしてみますので、もうしばらくお待ちください。済みません。

○議長（加計雅章） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 37分 休憩

午前 11時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開いたします。危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 大変申しわけありません。事業者が芝管理をやめたということでございます。以上です。
- 議長（加計雅章） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） あとお聞きをしたいと思いますけども、私が言うことではないかもわかりませんが、役場の職員、行政職員というのは、どこも誰も一緒だと思いますが、特に危機管理を担当するところというのは、町民の命と財産を守っていくという大変重要なポストと私は思います。もう少し危機感を持って答弁をいただきたいと思いますし、先ほどの決算委員会の報告でもありましたように、それぞれが職員おのおのが危機感を持ってやっていただきたいというふうに思います。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。13番、蔵升議員。
- 13番（蔵升芳信） 22ページ、住宅管理事業でありますけども、町営住宅の関係ですね。400万の維持修繕工事費がございます。それと財源として繰入金の280万ということで、基金からの繰り入れだと思えます。基金のほう見てみますと、繰り入れ見てみますと、当初予算で1000万、このたびの補正で285万円、1285万円が基金から繰り入れということで、恐らくこの基金は2000万、27年度決算では2000万あったと思うんですが、それのうちの1285万使用してということだと思えます。ちょっと2点ですが、維持修繕工事の内容と、基金を今家賃収入が4000万近いぐらい入っていただいているんです。今後この基金の積み立ての考え方、毎年、あるものほとんど使って維持修繕をやっていくんだということの目的にするのか、いやそうじゃなしに、ある程度しっかりためといて、一気にお金がかかるときに、そのための基金であるという考え方なのか、その点を伺ってみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 町有住宅の維持修繕の工事のほうでございますが、当初見込みが800万の当初予算ございました。本年度、この工事をすべく設計のほう委託をさせていただきました。基本的には舗装のオーバーレイと、それから駐車場のオーバーレイと、それからバリアフリー化ということで、階段をプラススロープを設置しようという計画であります。詳細な設計をしまして、今の予算、800万ではちょっとスロープができないというようなことになりまして、その分の経費を400万ほど追加というふうにさせていただいております。それから、この工事のほうの財源のほうでございますが、当初予算で基金が800万と補正で400万、全部基金からの流用と、繰入金というふうに一応予算上はしております。基金は、これは通常の維持修繕とは違しまして、今後、今は1号棟の駐車場、2号棟の駐車場でございますが、今度は3号棟の駐車場でありますとか、建物の周辺の整備ということで、この基金を使おうということで積み立てておるところでございますので、積み立てながら、また必要なときに使っていくというような形にとらせていただこうと思っております。
- 議長（加計雅章） 蔵升議員。
- 13番（蔵升芳信） 基金のほうの話になりますけども、27年度2000万始まったんですが、

収支をとりながら、本年度はちょっと余力があるんで3000万を基金に積もうとか、そういう柔軟な対応されていくのか、もう2000万なら2000万ずつ毎年基金に積んでいこうというような考えか、その点だけ伺って終わります。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 基金のご質問でございますけれども、本基金につきましては、毎年2000万を積み立てるということで、27年度から創設しまして積み立てをさせていただいております。条例で2000万ということなので、状況に変更あるかと思っておりますけれども、現状は2000万でお願いしたいということでございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第94号、北広島町一般会計補正予算第3号の反対討論を行います。補正予算の中に、マイナンバー制度導入のためのシステム改修費が含まれています。これはたびたび指摘しているとおり、国が国民の情報を一手に管理するにもかかわらず、情報漏えいを防ぐことはできないと考えるからです。にもかかわらず、新たな手続を導入するたびに多額の税金を投入しています。全額国庫負担といっても、これも国民のお金です。さらに、質疑で明らかになったように、効率は悪いとは考えていないが、事務量は増えているとのこと。町民の申請者としての町民も、番号記入は大変手間がかかるのに、町の側の事務量も軽減されるものではないようです。お金がかかり、町民も町もメリットがほとんどないマイナンバー制度は廃止すべきと考え、以上の理由で反対をいたします。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） 賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第94号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加計雅章） 暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 48分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第95号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第20、議案第95号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第95号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第96号 平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第21、議案第96号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第96号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第97号 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第22、議案第97号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第97号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第98号 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第23、議案第98号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認

めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第98号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第99号 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第24、議案第99号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第99号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第100号 平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第25、議案第100号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第100号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第101号 平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第26、議案第101号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第101号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第102号 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第27、議案第102号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第102号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第103号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第28、議案第103号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第103号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第104号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第29、議案第104号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第104号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第105号 平成28年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第30、議案第105号、平成28年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第105号、平成28年度北広島町水道事業会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第106号 財産の取得について

- 議長（加計雅章） 日程第31、議案第106号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 3番、久茂谷です。小型動力ポンプのそういった整備であります。この整備の北広島町内でそれぞれが整備していかないといけないわけなんです。率でもいいですし、あとどれぐらい台数があるって、整備していかないといけないというものを聞かせていただきたいんですが。
- 議長（加計雅章） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 済みません、台数はちょっと今把握しておりませんので、後で報告させていただきます。申しわけございません。
- 議長（加計雅章） 暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 11分 休憩

午後 1時 13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開いたします。危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 消防車の台数は48台ございまして、今回の積載車が古いほうから3番目となります。それと更新は随時古いほうから、地域を考えながら更新してまいります。以上です。
- 議長（加計雅章） 久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 答弁いただきました。古いほうから3番目ということは、あと2台が古いものがあるよと。それをまた計画を立てながら整備をしていくということでよろしゅうござ

いますか。車ですから、20年、30年したら、また更新しないといけないというふうには思  
うんだけど、当面はあと2台があるという理解でよろしいですか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 一番古いものが千代田地区の新地にポンプ車がございます。2番目  
は、今回、軽乗用車タイプで一応この承認の範囲には入っておりませんが、それも更新いたし  
ます。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり  
ます。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論  
を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定する  
ことに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第106号、財産の取得については原案のとおり  
可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第107号 山県郡西部衛生組合の解散について

○議長（加計雅章） 日程第32、議案第107号、山県郡西部衛生組合の解散についてを議題と
します。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質
疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをも
って討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第107号、山県郡西部衛生組合の解散につい
ては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 議案第108号 山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分について

○議長（加計雅章） 日程第33、議案第108号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分につ  
いてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 1点ほどお聞きいたしますが、（1）の財政調整基金の分配の率であり  
ます。安芸太田町と北広島町分が掲げてあるんですが、これ何をもって、基準となるものは何  
であるか答弁願います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 財政調整基金の分配率の算出根拠でございます。これは安芸太田町と北  
広島町、この2町で西部衛生組合を運営するときの負担金を総額、そして、それぞれの負担金  
額での率をだしたものでございます。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり  
ます。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論

を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第108号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第109号 山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について

- 議長（加計雅章） 日程第34、議案第109号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第109号、山県郡西部衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 請願、陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第35、請願、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願、陳情等の審査の結果の報告を求めます。総務常任委員会、藤堂委員長。

- 総務常任委員長（藤堂修壮） 平成28年9月26日、北広島町議会議長加計雅章様。総務常任委員会委員長藤堂修壮。委員会審査報告。9月8日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第17号、件名、防犯カメラの設置に伴う町の助成についての陳情書。審査の結果、採択。理由、近年、全国的な傾向として、犯罪発生後の犯人の特定、逃走経路について民間施設の防犯カメラ、または監視カメラなどが利用されていることが多く、犯罪者の逮捕に結ぶつくことも多い。このたび新庄地区連合会から、防犯カメラの設置に伴う町の助成を願う陳情に当たっては、広島県警察、山県警察署との連携も承認済みであることから、町からの設置にかかわる経費の助成も妥当である。しかしながら、防犯カメラで撮影される映像には個人情報が含まれていることから、その個人情報やプライバシーの保護に関する社会的要請も高く、一定の統一的なルール、条例が必要である。以上、報告をいたします。

- 議長（加計雅章） 続いて、産業建設常任委員会、宮本委員長。

- 産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成28年9月26日、北広島町議会議長加計雅章様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。委員会審査報告。9月8日、本会議において、本委員会へ付

託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第14号、件名、森林吸収源対策の推進に必要な予算及び安定的財源の確保について、審査の結果は、採択です。理由は、地方財政措置を活用した森林・林業施策推進のため採択とするものでございます。事件の番号、陳情第15号、件名、県道新庄千代田線、通称学園通りの舗装改良についての陳情書。審査の結果は採択です。理由として、舗装の経年劣化により、交通、除雪などに支障を来しており、危険であり、採択とするものです。事件の番号、陳情第16号、町道拡幅改修に関する陳情について。審査の結果、採択です。理由として、町道小林水根線は道路幅が狭く、沿線住民は大変不便な生活を強いられているため、採択とするものです。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 以上で常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 陳情審査

○議長（加計雅章） 日程第36、陳情審査を行います。陳情第14号、森林吸収源対策の推進に必要な予算及び安定的財源の確保についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第14号、森林吸収源対策の推進に必要な予算及び安定的財源の確保についてを採決いたします。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 陳情審査

○議長（加計雅章） 日程第37、陳情審査を行います。陳情第15号、県道新庄千代田線 通称学園通りの舗装改良についての陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第15号、県道新庄千代田線、通称学園通りの舗装改良についての陳情書を採決いたします。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第38、陳情審査を行います。陳情第16号、町道拡幅改修に関する陳情についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第16号、町道拡幅改修に関する陳情についてを採決いたします。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第39、陳情審査を行います。陳情第17号、防犯カメラの設置に伴う町の助成についての陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第17号、防犯カメラの設置に伴う町の助成についての陳情書を採決いたします。本件について総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 発議第9号 北朝鮮による核実験に抗議する決議

- 議長（加計雅章） 日程第40、発議第9号、北朝鮮による核実験に抗議する決議案を議題とします。事務局が決議案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 北朝鮮による核実験に抗議する決議案。北朝鮮は、9月9日、全世界からの批判を顧みず、5回目の核実験を強行した。これは、この間繰り返された弾道ミサイル発射とともに一刻も早い核兵器廃絶、全面禁止を願う全世界の人々の思いを踏みにじり、北朝鮮の核・ミサイル開発の放棄を求めた国連安保保障理事会決議、6カ国協議の共同声明に違反する断じて許すことのできない暴挙である。我が北広島町は、被爆地広島市に接し、多くの被爆者やその子供たちが平和に暮らす非核平和宣言の町である。再び核兵器による悲惨な事態を絶対に繰り返してはならないと強く決意しており、核実験を強行した北朝鮮は絶対に許すこととはできない。よって、本町議会は、核実験を強行した北朝鮮政府に対し、強く抗議するとと

もに、全ての核兵器を即刻廃棄し、今後いかなる核実験、弾道ミサイルの開発を行わないよう強く求めるものである。さらに、日本政府に対しては、被爆国として、核兵器禁止条約の交渉開始のため、積極的に主導権を発揮するよう求める。以上決議する。平成28年9月26日、広島県北広島町議会。

- 議長（加計雅章） これで決議案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 発議第9号、平成28年9月26日、北広島町議会議長加計雅章様。提出者、北広島町議会議員藤堂修壮。賛成者、北広島町議会議員森脇誠悟、同中田節雄、同蔵升芳信、同美濃孝二。北朝鮮による核実験に抗議する決議。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨 非核平和宣言をした北広島町は、再び核兵器による悲惨な事態を絶対に繰り返してはならないと強く決意しており、核実験を強行した北朝鮮を絶対に許すことはできない。よって、本町議会は、北朝鮮政府に対し、強く抗議するものである。議員皆様のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、発議第9号、北朝鮮による核実験に抗議する決議については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 発議第10号 北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第41、発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。4番、藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 発議第10号、平成28年9月26日、北広島町議会議長加計雅章様。提出者、北広島町議会議員藤堂修壮、賛成者、北広島町議会議員大林正行、同宮本裕之。北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨、議員定数は、民主主義の根幹をなすべきもので、町政に参加できる条件を整えるべきであるが、定数については、社会情勢も考慮すべきとの意見が多数あり、合同常任委員会で協議の結果、北広島町議会議員の定数を削減することとした。なお、本条例の提出とあわせて、町に対し、北広島町特別職報酬等審議会において、議員報酬等について早急に審議されるよう強く求めるものである。議員皆様のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部

を改正する条例について反対討論を行います。この条例は、現在18の議員定数を2減らし、16にするものです。しかし、定数削減は、民意を反映する議会の力を弱めることとなります。私どもが取り組んだ町民アンケートでは、定数削減に6割の方が賛成していますが、多くの意見は、議員としてしっかり働いてほしいが、その役割を果たしていないからとのことであります。役割を果たしていれば、減らす必要はないとの期待のあらわれではないでしょうか。昨年3月、4年をかけて審議し決定した議会基本条例の前文では、全体の奉仕者としての品格を持ち、町民から信頼されるよう、常に研さんすることを決意しています。これこそ町民が期待する議員像ではないでしょうか。そのための努力こそ求められているのであって、定数を減らし、町民の代表としての力を弱めることではないと考えます。以上の理由で、定数削減の条例に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） 賛成討論ありませんか。2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田です。本発議に賛成の立場で討論いたします。合併以前は54人という大世帯でありました。合併によって人数が減り、このことについて、やはり民意をどう反映するかということは大きな議論であります。しかしながら、何人いれば適正かということについての根拠はありません。現在18名ですが、18名でいいという根拠もなければ、今度16人という定数にしようとする。これもまた根拠はありません。しかしながら、やはりそういった町民世論も考えないわけにはならない。他の自治体においても定数の削減は行われてきている。その中で、増やすという自治体はどこにもないわけでありまして。反対討論の中にあつた全体の奉仕者としての品格、これをもってきちんと仕事をしていけばいいということでありまして、これは定数16になっても変わることはありません。これは町会議員としてのやはり最低限守るべき品格であります。こうしたことの中で、人数は減っても、それだけのことをきちっと、議会議員としての業務を果たしていく、その使命感こそが大切ではなかろうかと思っております。そうした観点から、本発議に賛成いたします。議員各位の賛同よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 次に反対討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（加計雅章） 日程第42、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。総務常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、総務常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。ここで、町長から発言の申し出があり

ますので、これを許します。箕野町長。

- 町長（箕野博司） 9月議会定例会が一通り終了しましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。9月8日の開会から本日までの19日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、議論、審議のもと提案いたしました全議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。今年度も半期が終了いたします。今後は、本年度事業の推進、来年度へ向けた施策、予算の策定を行ってまいります。また、現在取り組んでおります第2次北広島町長期総合計画の策定、地方創生への取り組みを進めてまいります。北広島町に住んでよかったと思える魅力あるまちづくりを目指し、町政運営に全力で取り組む所存でございます。今後とも町行政の運営につきまして、一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。最後に、皆様のご健勝を祈念申し上げ、挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（加計雅章） これで箕野町長の挨拶を終わります。暫時休憩をいたします。説明員の退席を求めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 44分 休憩

午後 1時 46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開をいたします。ここで私発言をしたいと思いますので、副議長と交代をいたします。
- 副議長（真倉和之） それでは議長にかわりまして副議長の真倉が進行させていただきます。ここで発言したいので副議長と交代したわけですが、加計議長が自席に帰られました。ここで、18番、加計議員の発言を許します。
- 18番（加計雅章） 長い間、本当に皆さんにはお世話になりまして、議長という席を全うしたと思っておりますが、ここで、この議長を辞するという事で、皆様をお願いしたいと思います。理由は、一身上の都合ということで議長を辞したいと思います。どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 副議長（真倉和之） ただいま議長より辞職願の提出がありました。お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（真倉和之） ご異議なしと認めます。従って、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議長の辞職について

- 副議長（真倉和之） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、議長の退席を求めます。（議長退場）
- 副議長（真倉和之） 事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。
- 議会事務局長（松浦 誠） 北広島町議会副議長、真倉和之様。辞職願。この度、一身上の都合により議長職を辞職したいので許可されるよう願います。平成28年9月26日、北広島町議会議長、加計雅章。
- 副議長（真倉和之） 本件についてお諮りします。加計議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。中村議員。
- 9番（中村勝義） 私は、一身上の都合で議長としての職を辞するというもので、議員としては、引き続き務められるということで、以前は議員辞職されて、当事者ということで、したこともあります。議長はやめるが、議員は続けるよということで、2年前に遡りまして、議長は立候補の中でも議会の配属、あるいは議会の進行等につきまして、精いっぱい頑張ってやりたいというふうに議会の運営を図るといふ熱意のもとに私たちも賛成し、期待していたわけですが、もうあと半年、数カ月を残して、一身上の都合ということで、期間として申し上げても、病気のものでもないし、けがもされとらんという形で、その議長はやめるが議員はできるというような感じのこと、今承ったわけですが、2年前の意欲をもう数カ月続けていただいて、ぜひとも議長として残っていただきたいということで、私は反対させていただきます。
- 副議長（真倉和之） ほかに意見ありますか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。今、中村議員が言われました、過去1年半前でありまして、議長への立候補演説、加計議長と、それから対抗馬として私が立候補したわけですが、数の力で加計議員が議長になられたという経過がございます。そのときに、2年間一生懸命その職を全うするという決意があったと。それで私もエールを送ったわけですが、今、この場になって、理由が明確でない状況の中で議長という職を辞するんだということですが、対抗馬の私としては、非常に不愉快といえますか、不満の残るものであります。もう一度再考していただきたいという思いを込めて、私は反対いたします。以上です。
- 副議長（真倉和之） ただいま梅尾議員のほうから意見が出ましたが、ほかにご意見はありませんか。それでは、本件について採決をさせていただきたいと思っております。それでは本件について許可することに賛成の方はご起立を願います。（起立多数）
- 副議長（真倉和之） 起立多数です。したがって、追加日程第1、議長の辞職については、許可することに決定をいたしました。お諮りします。議長の辞職に伴い、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（真倉和之） 異議なしと認めます。従って、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定しました。暫時休憩させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 55分 休憩

午後 2時 09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（真倉和之） 追加日程第2、議長選挙を行います。選挙に入ります前に議長への意思表示がある方はお願いいたします。藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） このたび加計議長のご勇退に当たり、議長に立候補いたしたく、立候補のご挨拶をさせていただきます。北広島町が合併して11年の歳月を経過しようとしております。この間、北広島町議会は、町の発展を願い、基礎から真剣に取り組み、さまざまな検討や議論を重ねてまいりました。その間にも社会の変動はめまぐるしいものがあり、本町にとっても影響は大きく、道のりは険しく、厳しいものであったと感じております。今後もその歩みをとめ、一休みする余裕はなく、今以上に厳しい道が続けなくてはならないと感じております。また、各地で起こる議員の不祥事やチェック機能のミスは、本町議会にとっても決してプラスにならず、議会に対する町民視線は厳しいものがあると感じております。町民に信頼され、納得のいく議会運営は大きな課題と考えております。また、向こう10年の計画を立てる新町建設計画の進捗や点検も大きな課題であります。中山間地の経済低迷は生活を脅かし、人口減少まで引き起こしております。この町の元気をどのように生み出すのかなど議論を深めることは山ほどあるように考えております。いずれの問題も議会が一丸となって取り組み、住みよいまちづくりに励まなくてはならないと感じております。その一役を担わせていただきたく、今回立候補の決意をいたしました。何とぞ議員皆様のご理解をいただき、ご支持をいただきますよう、お願いを申し上げます。立候補のご挨拶とさせていただきます。

○副議長（真倉和之） ほかに立候補される方はありませんか。ほかにないようでしたら、選挙の投票を行います。議場の出入り口を閉鎖します。（議場閉鎖）

○副議長（真倉和之） ただいまの出席議員は17名です。次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、浜田議員及び12番、藤井議員を指名します。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○副議長（真倉和之） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名であります。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れはなしと認めます。投票箱を点検いたします。（投票箱点検）

○副議長（真倉和之） 異常ありませんか。異常なしと認めます。それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので。順番に投票を願います。

○議会事務局長（松浦 誠） 2番中田議員、3番久茂谷議員、4番藤堂議員、5番梅尾議員、6番森脇議員、8番室坂議員、9番中村議員、10番伊藤議員、11番浜田議員、12番藤井議員、13番蔵升議員、14番田村議員、15番美濃議員、16番大林議員、17番宮本議員、18番加計議員、1番真倉議員。

- 副議長（真倉和之） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。11番、浜田議員、12番、藤井議員、開票の立ち会いをお願いいたします。（開票）
- 副議長（真倉和之） 選挙の結果を報告します。投票総数17票、有効投票15票、無効投票2票です。有効投票のうち、藤堂議員が15票であります。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、藤堂議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）
- 副議長（真倉和之） それでは、ただいま議長に当選されました藤堂議員が議場におられます。会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をいたします。ここで藤堂議員の発言を許します。
- 議長（藤堂修壮） 一言お礼のご挨拶を申し上げます。ただいまは議員皆様方の温かいご推挙をいただき、本町議会議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じますと同時に、職責を考えますと、責任の大きさを痛感し、身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才ではありますが、議長としての職務を十分果たせるよう努力してまいらなければならないと、今かたく決意しております。また、議会運営を考えますとき、公正かつ円滑な運営に努め、町民皆様の期待に沿える議会を目指し、さらなる町の発展につなげなければならないと考えております。今後も誠心誠意努力する所存でございます。議員皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。むすびに、北広島町議会のかじ取り役を長年にわたりご労苦いただき、本町議会の活性と北広島町発展にご尽力をいただきました加計議長に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。
- 副議長（真倉和之） 議長と議席を交代します。各位のご協力ありがとうございました。藤堂議長、議席をお願いいたします。ここで暫時休憩をさせていただきたいと思っております。2時40分から始めさせていただきたいと思っております。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 28分 休憩

午後 2時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 再開いたします。先ほどの議長選挙結果に伴い、各委員会委員の辞任、選任及び議席に変更が生じます。お諮りします。議席の一部変更、議長の常任委員会委員の辞任、議長の議会運営委員会委員の辞任、議長の長期総合計画調査特別委員会の委員の辞任、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、長期総合計画調査特別委員会委員の選任、芸北広域環境施設組合議会議員の辞職、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を日程にそれぞれ追加し、追加日程第3から追加日程第11とし、議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、議席の一部変更、議長の常任委員会委員の

辞任、議長の議会運営委員会委員の辞任、議長の長期総合計画調査特別委員会の委員の辞任、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、長期総合計画調査特別委員会委員の選任、芸北広域環境施設組合議会議員の辞職、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を日程にそれぞれ追加し、追加日程第3から追加日程第11とし、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第3 議席の一部変更

○議長（藤堂修壮） 追加日程第3、議席の一部変更を議題とします。4番、藤堂議員が18番席へ、18番席加計議員が4番席へ、以上のとおり、議席の一部変更を行います。次の会議から席の移動を行ってください。ここで発言したいので、副議長と交代します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（真倉和之） 追加日程第4、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 44分 休憩

午後 2時 46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（真倉和之） 再開します。18番、藤堂議員の発言を許します。

○18番（藤堂修壮） お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会委員を辞任したいと思いますので、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（真倉和之） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定により、藤堂議長の退席を求めます。（藤堂議長退場）

○副議長（真倉和之） 本件についてお諮りします。議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することについてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（真倉和之） 異議なしと認めます。従って、議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。藤堂議長の入場を求めます。（藤堂議長入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 議長の議会運営委員会委員の辞任について

- 副議長（真倉和之） 追加日程第5、議長の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。18番、藤堂議員の発言を許します。
- 18番（藤堂修壮） お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会委員を辞任したいと思います。議員皆様のご賛同をお願いいたします。
- 副議長（真倉和之） 以上で、議長の発言は終わります。地方自治法第117条の規定により、藤堂議長の退席を求めます。（藤堂議長退場）
- 副議長（真倉和之） 本件についてお諮りします。議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することについてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（真倉和之） ご異議なしと認めます。従って、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。藤堂議長の入場を求めます。（藤堂議長入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 議長の長期総合計画調査特別委員会委員の辞任について

- 副議長（真倉和之） 追加日程第6、議長の長期総合計画調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。18番、藤堂議員の発言を許します。
- 18番（藤堂修壮） お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、長期総合計画調査特別委員会委員を辞任したいと思います。議員皆様のご賛同をお願いいたします。
- 副議長（真倉和之） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定に基づき、藤堂議長退席を求めます。（藤堂議長退場）
- 副議長（真倉和之） 本件についてお諮りします。議長の長期総合計画調査特別委員会委員の辞任を許可することについてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（真倉和之） ご異議なしと認めます。従って、議長の長期総合計画調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。藤堂議長の入場を求めます。（藤堂議長入場）
- 副議長（真倉和之） 議長と議席を交代します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 常任委員会委員の選任について

- 議長（藤堂修壮） 追加日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、加計議員を総務常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました加計議員を総務常任委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 54分 休憩

午後 2時 58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 再開します。総務常任委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、報告いたします。総務常任委員会委員長、森脇委員長、副委員長、美濃委員、以上のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤堂修壮） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、森脇議員を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました森脇議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 長期総合計画調査特別委員会委員の選任について

○議長（藤堂修壮） 追加日程第9、長期総合計画調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。長期総合計画調査特別委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、加計議員を長期総合計画調査特別委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました加計議員を長期総合計画調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第10 芸北広域環境施設組合議会議員の辞職について

- 議長（藤堂修壮） 追加日程第10、芸北広域環境施設組合議会議員の辞職についてを議題とします。4番、加計議員。
- 4番（加計雅章） 芸北広域環境施設組合議会議員の辞職をお願いいたします。
- 議長（藤堂修壮） ただいま加計議員より、芸北広域環境施設組合議会議員の辞職願の提出がありました。地方自治法第117条の規定に基づき、加計議員の退席を求めます。（加計議員退場）
- 議長（藤堂修壮） お諮りします。加計議員の芸北広域環境施設組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、加計議員の芸北広域環境施設組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。加計議員の入場を求めます。（加計議員入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第11 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

- 議長（藤堂修壮） 追加日程第11、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。芸北広域環境施設組合議会議員に、藤堂議員を指名します。藤堂議員を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、芸北広域環境施設組合議会議員に藤堂議員が当選されました。藤堂議員には、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。閉会の前に、今、総務常任委員会で委員長、副委員長が決まりましたけども、広報委員のメンバーの方が委員長になられたということでもあります。森脇委員長が広報委員会の主要なポストにおられたんですけども、その補充をする、あるいは柿原さんの補充をとということが、この規則に、北広島町議会広報の発行に関する規定の中に7名というのがはっきり明記されているんです。この40ページ、その委員の任命は議長がするというふうになっているわけですが、それにしても、総務常任委員長が入るということにはなかなかかなりにくい。でも、本人はしてもいいというふうに仮に言われても、どのような扱いができるのかというのを諮っていただきたいというふうに思います。
- 議長（藤堂修壮） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 04分 休憩

午後 3時 09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第12 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（藤堂修壮） 先ほど梅尾議員のほうから質問がありました広報委員会の委員の欠員については、森脇議員、それから室坂議員にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は9月8日に開会し、本日まで19日間にわたり、平成27年度決算関係議案を中心に町政当面の諸議案をご審議いただきました。議員各位のご精励により、本日閉会を迎えることができました。ここに感謝を申し上げます。また、議長を引き受けることとなりました。今後もよろしくお願ひをいたします。大変ご苦勞さんでした。お疲れでございました。これで平成28年第3回北広島町議会定例会を閉会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 10分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長（新）

北広島町議会議長（旧）

北広島町議会副議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員